

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を，法第8条第1項の規定により保管していますので，法第8条第2項の規定により，京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

令和4年6月14日

京都市長 門川 大作

### 1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
令和4年5月26日	東山区	本町十五丁目	—	2	—	令和4年5月26日
令和4年5月30日	左京区	岩倉長谷町	1	—	—	令和4年5月30日
	北区	上賀茂東上之段町	3	—	—	
		上賀茂東後藤町	2	—	—	
		上賀茂西後藤町	3	—	—	
		上賀茂舟着町	1	—	—	
		上賀茂西河原町	1	—	—	
上賀茂女夫岩町	1	—	—			

### 2 保管の場所

京都市伏見区横大路下ノ坪1

### 3 連絡先

京都市都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課

電話：075-222-4138

(都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課)